

子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額措置及び
子ども医療に関わる全国一律の制度創設に関する意見書

我が国の少子化は深刻な事態にあり、若い世代の希望が叶い、安心して結婚・子育てのできる環境の整備は、喫緊の課題となっている。

このような中、医療保険制度における子どもの自己負担割合は、義務教育就学前は2割、義務教育就学以降は3割とされているが、現在、全ての都道府県が市町村に対して補助を行い、多くの市町村がそれに上乗せして助成を行っている。

これらは厳しい財政状況の下での地方単独事業であることから、助成の対象年齢や自己負担額などについて自治体間で格差が生じているところである。

国は、地方自治体のこうした医療費助成の取組に対して国民健康保険の国庫負担額を減額する措置を講じているところであるが、地方自治体からの要望を受け、平成30年度から未就学児までを対象とする医療費助成について減額措置を行わないこととした。

こうした姿勢は評価できるものの、就学後も医療費を助成している地方自治体に対しては減額調整が続くことから、更なる見直しが求められるところである。

よって、国においては、子ども・子育て支援の観点から、次の事項について早急に取り組むよう強く要望する。

- 1 子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置について、未就学児に限らず、すべて廃止すること。
- 2 国の責任において、子どもの医療に関わる地方の実態を踏まえた全国一律の制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月13日

宮崎県議会

参議院議長伊達忠一殿